

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会設置条例をここに公布する。

令和6年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

### 伊賀市条例第3号

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会設置条例  
(設置)

第1条 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村（以下「構成市町村」という。）が共同で検討を進めるごみ処理の広域化に関する基本的な構想を策定するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第1項の規定に基づき、構成市町村が共同して設置する同法第138条の4第3項に規定する附属機関として、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、構成市町村の長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議し、その結果を構成市町村の長に答申する。

- (1) 構成市町村におけるごみ処理の広域化に関する基本的な構想の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、構成市町村におけるごみ処理の広域化に関し構成市町村の長が必要と認めること。

(補則)

第3条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、構成市町村の長が協議して定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

#### 伊賀市条例第4号

伊賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
伊賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年伊賀市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「「番号法」を「法」に改め、「第9条第2項」の次に「の規定」を加え、「番号法第19条第10号」を「法第19条第11号の規定」に改める。

第2条第1号から第4号までの規定中「番号法」を「法」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「番号法第9条第2項」を「法第9条第2項」に、「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第2項中「番号法」を「法」に改め、同条第3項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「番号法の」を「法の」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

#### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)附則第1条本文に規定する施行の日から施行する。

伊賀市監査委員条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第5号

伊賀市監査委員条例等の一部を改正する条例

(伊賀市監査委員条例の一部改正)

第1条 伊賀市監査委員条例(平成16年伊賀市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(伊賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 伊賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成16年伊賀市条例第272号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例(平成16年伊賀市条例第279号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(伊賀市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 伊賀市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年伊賀市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第6号

伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例  
伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年伊賀市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第67号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条中「市長」の次に「又は教育委員会（以下「市長等」という。）」を加え、「団体」を「法人その他の団体（以下「団体等」という。）」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

第2条に次の1項を加える。

2 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による公募によらず、指定管理者の候補者として適当な団体等を指名し、次条の規定による申請を求めることができる。

(1) 公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、特定の団体等に当該公の施設の管理を行わせることが市の政策目的に合致し、かつ、当該公の施設の設置目的を十分に達成することができると思われるとき。

(2) 前項の規定による公募に対し、次条の規定による申請がなかったとき。

(3) 第4条の規定による審査の結果、指定管理者の候補者となるべき適当な団体等がなかったとき、又は指定管理者の候補者に選定された団体等を指定することが不可能となり、若しくは著しく不適當と認められる事情が生じたとき。

(4) 指定管理者の指定を受けた団体等が第5条の規定による協定の締結をしないとき。

(5) 公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。

第3条本文中「法人その他の団体（以下「団体等」という。）であって」を削り、「もの」

を「団体等」に、「次に掲げる書類を添えて」を「規則で定める書類により」に、「市長」を「市長等」に改め、同条ただし書及び各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 法人のうち市長又は議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者又は支配人であるもの（市長がこれらの役職等にある法人のうち市が出資しているものを除く。）は、前項の規定による申請をすることができない。

第4条第1項中「市長」を「市長等」に、「前条の指定」を「前条第1項の規定」に、「基準を」を「基準に照らし」に、「申請の」を「当該申請の」に、「地方自治法」を「法」に、「規定による」を「規定により」に、「指定しなければならない」を「指定するものとする」に改め、同項第1号中「事業計画の内容が、利用者」を「当該公の施設の管理に係る計画が利用者」に改め、同項中第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 当該公の施設の設置目的に照らし、その管理を効果的かつ効率的に行うことができること。

(3) 当該公の施設の管理を安定して行うことができる人員、資産その他の経営規模及び能力を有していること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該公の施設の管理に関し市長等が必要と認める事項  
第4条第2項中「地方自治法」を「法」に改め、「規定による」を削り、「議決」の次に「を得る」を、「前項」の次に「の規定」を加える。

第5条を次のように改める。

(協定の締結)

第5条 第4条第1項の規定による指定管理者の指定を受けた団体等は、市長等と当該公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

第6条第1項本文中「30日」を「2月」に、「市長」を「市長等」に改め、同項ただし書中「第8条第1項」を「法第244条の2第11項」に、「30日」を「2月」に改め、同項第4号中「その他指定管理施設」を「前3号に掲げるもののほか、指定管理施設」に改め、同条第2項中「市長」を「市長等」に改める。

第7条第1項中「講ずる」を「講ずるべき」に改める。

第8条第1項中「市長」を「市長等」に、「、その他」を「その他」に改め、「ときは」の次に「、法第244条の2第11項の規定により」を加え、同条第2項中「前項」を「法第244条の2第11項」に、「市長」を「市長等」に改める。

第9条中「施設又は」を「施設及び」に改め、同条ただし書中「市長」を「市長等」に改

める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第7号

### 伊賀市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例

伊賀市指定管理者選定委員会条例（平成19年伊賀市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条に規定する」を「第4条第1項の規定による」に改める。

第3条中「委嘱又は」を「委嘱し、又は」に改め、同条第3号中「その他市長」を「前2号に掲げる者のほか、市長」に改める。

第4条第1項中「委嘱又は任命の日から2年間とし、再任を妨げない」を「2年とする」に改め、同条第2項中「任期内であっても、その職をもって委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする」を「市職員のうちから任命された委員の任期は、その都度市長が定める」に改め、同条に次の1項を加える。

3 委員の再任は、妨げない。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員長を定めない場合にあつては、会議は、市長が招集する。

第7条第5項前段中「前条」の次に「(第1項ただし書を除く。)」を加え、同項後段中「前条第1項」を「前条第1項本文」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊賀市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第8号

### 伊賀市職員定数条例の一部を改正する条例

伊賀市職員定数条例（平成16年伊賀市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「230人」を「320人」に改め、同項第3号中「114人」を「90人」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



伊賀市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第9号

伊賀市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(伊賀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 伊賀市職員の育児休業等に関する条例(平成16年伊賀市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削り、「時間」を「期間」に改める。

(伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年伊賀市条例第22号)の一部を次のように改正する。

題名中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第1条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第2条第5項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第3条中「もの」を「パートタイム会計年度任用職員」に改める。

第8条第1項中「の各号」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第8条の2 パートタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。

(1) 勤勉手当は、6月以上の任用期間をもって任用されたパートタイム会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となったパートタイム会計年度任用職員で、基準日にそれぞれ在職するものに対して支給する。

(2) 勤勉手当の額は、報酬の月額(日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、

規則で定める方法により月額に換算した額。以下この号において同じ。)に任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者がパートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の報酬の月額に100分の48.75を乗じて得た額を超えてはならない。

- 2 前項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第19条の規定の例による。

(伊賀市会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 伊賀市会計年度任用職員の給与に関する条例(令和元年伊賀市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第10条中「定められた年末年始の休日」との次に「、「休暇による場合」とあるのは「年次有給休暇若しくは特別休暇(有給のものに限る。)による場合」とを加える。

第19条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第19条の2 フルタイム会計年度任用職員(任期の定めが6月以上の者に限る。)の勤勉手当については、給与条例第19条の規定の例による。

- 2 前項の規定の適用について、任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第10号

伊賀市保育所条例の一部を改正する条例

伊賀市保育所条例（平成16年伊賀市条例第130号）の一部を次のように改正する。

別表伊賀市立大山田保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第11号

### 伊賀市介護保険条例の一部を改正する条例

伊賀市介護保険条例（平成16年伊賀市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「39,146円」を「35,622円」に改め、同項第2号中「49,323円」を「53,629円」に改め、同項第3号中「58,718円」を「54,021円」に改め、同項第6号から第8号までの規定中「かかる」を「係る」に、「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第9号ア中「500万円」を「400万円」に改め、同号イ中「かかる」を「係る」に改め、「次号イ」の次に「、第11号イ又は第12号イ」を加え、同項第10号ア中「800万円」を「500万円」に改め、同号イ中「かかる」を「係る」に改め、「除く。）」の次に「、次号イ又は第12号イに該当するものを除く。」を加え、同項第11号中「156,582円」を「187,898円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号の次に次の2号を加える。

(1) 次のいずれかに該当する者 156,582円

ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当するものを除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 172,240円

ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）

に係る部分を除く。)に該当するものを除く。)

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「23,487円」を「22,313円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「23,487円」を「22,313円」に、「39,146円」を「37,971円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「23,487円」を「22,313円」に、「54,804円」を「53,629円」に改める。

第6条第3項中「又は第9号口」を「、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の伊賀市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

伊賀市長 岡本 栄

伊賀市条例第12号

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年伊賀市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表救急外来患者等診療手当の項を次のように改める。

救急外来患者等診療手当	上野総合市民病院に勤務する医師が救急当番日の宿日直勤務の時間内に救急の外来患者等を診療したとき。	診療した患者に入院を指示した場合	1件	6,000円
		上記の場合以外の場合		3,000円

別表放射線読影手当の項の次に次のように加える。

研修医指導管理者手当	上野総合市民病院に勤務する医師が臨床研修医（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定により臨床研修を受けている医師をいう。）の指導管理業務に従事したとき。	プログラム管理者	月額	30,000円
		指導担当者		10,000円
内視鏡業務手当	上野総合市民病院に勤務する内科以外の診療科の医師が月2日以上患者の内視鏡検査又は内視鏡手術を行っ	日本消化器内視鏡学会の指導医である者	月額	50,000円

	たとき。	日本消化器内視鏡学会、日本消化器病学会又は日本消化器外科学会の専門医である者	20,000円
--	------	--	---------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市の適正な土地利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

### 伊賀市条例第13号

伊賀市の適正な土地利用に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市の適正な土地利用に関する条例（平成29年伊賀市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「当該建築開発事業の」を「当該適合承認申請に係る建築開発事業の」に、「当該建築開発事業が」を「当該建築開発事業の案が」に改める。

第51条第1項中「遅滞なく」の次に「当該認定申請に係る」を加え、「特定開発事業が」を「当該特定開発事業の案が」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、特定事業認定に係る特定開発事業の案の内容が伊賀市土地利用審議会の意見を聴いた上であらかじめ市長が基本計画への影響がないと認める行為であるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第14号

### 伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市建築基準法等関係手数料条例（平成16年伊賀市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第1条中「〔法〕という。）」の次に「、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）」を加え、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第12条の次に次の2条を加える。

（制限の緩和に係る用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請手数料）

第12条の2 法第86条の7第1項の規定の適用を受ける令第137条の12第6項に規定する範囲の大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査の手数料の額は、1件につき27,000円とする。

（制限の緩和に係る形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請手数料）

第12条の3 法第86条の7第1項の規定の適用を受ける令第137条の12第7項に規定する範囲の大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査の手数料の額は、1件につき27,000円とする。

第19条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第15号

### 伊賀市営住宅管理条例の一部を改正する条例

伊賀市営住宅管理条例（平成16年伊賀市条例第206号）の一部を次のように改正する。

第39条を第47条とし、第35条から第38条までを8条ずつ繰り下げる。

第34条を第35条とし、同条の次に次の7条を加える。

（社会福祉法人等による市営住宅の使用）

第36条 市長は、法第45条第1項に規定する社会福祉法人等（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認めるときは、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で市営住宅の使用を許可するものとする。

2 市長は、前項の規定による市営住宅の使用の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。

（社会福祉法人等の使用の申請等）

第37条 社会福祉法人等は、使用許可を受けようとするときは、市長の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、使用許可の可否を決定し、使用許可を決定するときは、当該申請をした社会福祉法人等に対して、許可する旨とともに市営住宅の使用開始可能日を通知するものとする。

3 社会福祉法人等は、前項の規定による通知を受けたときは、市長が指定する日までに当該市営住宅の使用を開始しなければならない。

（社会福祉法人等の使用料）

第38条 使用許可を受けた社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃の額以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

2 前項の社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項に規定する市長が定める額を超えてはならない。

(使用状況の報告の請求)

第 39 条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該市営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該市営住宅の使用状況を報告させることができる。

(社会福祉法人等の申請内容の変更)

第 40 条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、第 37 条第 1 項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(社会福祉法人等の使用許可の取消し)

第 41 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用許可を受けた社会福祉法人等が当該使用許可の条件に違反したとき。

(2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

(社会福祉法人等の使用への準用)

第 42 条 社会福祉法人等による市営住宅の使用については、第 16 条から第 26 条まで、第 34 条及び第 35 条の規定を準用する。

第 33 条を第 34 条とし、第 32 条の次に次の 1 条を加える。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の使用料の特例)

第 33 条 市長は、法第 44 条第 3 項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の使用料の額が従前の市営住宅の最終の使用料の額を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 13 条第 1 項若しくは第 4 項、第 29 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 12 条で定めるところにより当該入居者の使用料を減額するものとする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第16号

### 伊賀市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市空家等の適正管理に関する条例（平成28年伊賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「あわせて」を「併せて」に改める。

第3条の見出し中「適正管理義務」を「責務」に改め、同条中「を適正に管理し」を「の適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努め」に改める。

第5条第1項中「前条の」の次に「規定による」を加え、同条第2項中「第14条第1項」を「第22条第1項」に、「当該職員又は」を「空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくは」に改め、「、必要な」を削り、同条第3項中「空家等に」を「空家等と認められる場所に」に改める。

第6条第2項中「ため」を「ために」に改め、「の長」の次に「、空家等に工作物を設置している者」を加える。

第7条中「第14条第1項」を「第13条第1項」に、「特定空家等の」を「管理不全空家等の」に、「当該特定空家等」を「当該管理不全空家等」に改め、「、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために」、「(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次条において同じ。)」及び「助言又は」を削り、同条に次の1項を加える。

2 市長は、法第22条第1項の規定により、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

第8条中「前条の規定による」を「前条第2項の規定により」に、「第14条第2項」を「第22条第2項」に改め、「除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るため

に」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、前条第1項の規定により指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、法第13条第2項の規定により、当該指導を受けた者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第9条第1項中「前条」を「前条第1項又は第2項」に改め、同条第2項中「前条」を「前条第1項又は第2項」に、「第14条」を「第14条第1項」に改める。

第10条第1項中「第8条」を「第8条第2項」に、「第14条第3項」を「第22条第3項」に改め、同条第7項中「措置を」の次に「講ずることを」を加え、「国土交通省令・総務省令」を「規則」に改め、同条第8項中「措置を」の次に「講ずることを」を加える。

第11条第1項中「必要な措置を」の次に「講ずることを」を加え、「第14条第9項」を「第22条第9項」に改め、同条第2項中「必要な措置を」及び「なくてその措置を」の次に「講ずることを」を、「命ぜられるべき者」の次に「（以下この項において「命令対象者」という。）」を加え、「第7条」を「第7条第2項」に、「第8条」を「第8条第2項」に、「第14条第10項」を「第22条第10項」に、「その者」を「当該命令対象者」に、「相当の期限を定めて、その」を「市長は、その定めた期限内に命令対象者においてその」に、「、市長」を「市長」に、「がその措置を行うべき」を「がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する」に改める。

第12条第2項中「措置」を「応急措置」に改める。

第14条第1項中「のため」を「のために」に、「調査及び」を「調査し、及び」に改める。

第15条中「に必要」を「のために必要がある」に、「連携して」を「及び連携して」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊賀市水道事業給水条例及び伊賀市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第17号

伊賀市水道事業給水条例及び伊賀市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(伊賀市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 伊賀市水道事業給水条例（平成16年伊賀市条例第275号）の一部を次のように改正する。

第5条、第42条第2項及び第49条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(伊賀市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例)

第2条 伊賀市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年伊賀市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市住宅団地等調整池管理基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第18号

伊賀市住宅団地等調整池管理基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例  
伊賀市住宅団地等調整池管理基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成16年伊賀市  
条例第91号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第19号

伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年伊賀市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項第11号を削り、同項第12号を同項第11号とし、同条第6項中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「同一施設」を「同一敷地」に改める。

第7条中「同一敷地内にある」を削る。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブ



サイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第26条第11項」を「第26条第10項」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項第11号を削り、同項第12号を同項第11号とし、同条第5項及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第112条」の次に「、第192条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束

等」という。) 」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「前項」を「前号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的  
に開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制

を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条中「同一敷地内にある」を削る。

第147条第2項を同条第7項とし、同条第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の

医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認

められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条第2項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする。

第192条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。



(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第201条第2項第3号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

（伊賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 伊賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年伊賀市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、同条第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。））、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定

訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。))を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。))」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

（伊賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 伊賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係

る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年伊賀市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。
- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
  - (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第13条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防

支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」の次に「（第36条第30号の規定を除く。）」を加える。

第26条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第34条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第36条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第36条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第36条第17号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利

用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
  - a 利用者の心身の状況が安定していること。
  - b 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通を行うことができること。
  - c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第36条第30号を同条第31号とし、同条第29号の次に次の1号を加える。

- (30) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(伊賀市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 伊賀市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営に関する基準を定める条例（平成30年伊賀市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第5条第2項中「数が35」を「数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事

業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第13条第26号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち



に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第14号中「指定居宅サービス等事業者」を「指定居宅サービス事業者等」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第30号中「指定介護予防支援事業者から」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から」に改める。

第27条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第35条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する市町村」を「の規定による市」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第34条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の伊賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第32条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の伊賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第26条第3項（同条例第38条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の伊賀市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営に関する基準を定める条例第27条第3項（同条例第36条において準用する場合を含む。）の規定の適用に

については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

伊賀市インターネットを介した人権侵害のない社会づくり条例をここに公布する。

令和6年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第20号

### 伊賀市インターネットを介した人権侵害のない社会づくり条例

インターネットによるコミュニケーションによって、人生が豊かになる一方で、デジタル技術を悪用した人権侵害が、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やメッセージングアプリ、ゲームアプリ、携帯電話上でのやり取りなどで起きています。他の人を怖がらせたり、怒らせたり、恥をかかせたりすることを目的として繰り返される行動が、誹謗中傷となり、差別を助長し人権侵害に及んでいます。その使い方や投稿の表現等によって、人権が侵害され、誹謗中傷等で心が傷つき壊れ、最悪の場合自ら命を絶ってしまう事態を招くことが現代社会の問題の一つとして認知されています。

このようなことから、インターネット上の誹謗中傷等をはじめとする人権を侵害する投稿や発信を社会全体の仕組みの中で無くしていくことが重要であり、市民一人ひとりが加害者とならない意識をもち、市民の誰もが被害に遭わないよう、命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される心豊かなインターネット社会を創り続けていくことが大切です。

第4次伊賀市人権施策総合計画が令和5年度から令和9年度までの5か年計画で策定されましたが、特にインターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止するための施策を推進し、インターネットによる被害から全ての市民を保護し、次世代に豊かな社会を継承するために、この条例を制定します。

#### （目的）

第1条 この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害を防止し、市民の誰もが加害者にも被害者にもならないよう、市及び議会の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、インターネットを介した人権侵害のない社会づくりを推進することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 伊賀市自治基本条例（平成16年伊賀市条例第293号）第2条第1号に規定する市民をいう。
- (2) 誹謗中傷等 インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害、不当な差別的言動等による権利を侵害する情報（以下「侵害情報」という。）、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが著しく心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信し、又は拡散することをいう。
- (3) 被害者 誹謗中傷等により平穏な日常生活又は経済活動等を害された者をいう。
- (4) 行為者 誹謗中傷等により被害者を発生させた者をいう。
- (5) インターネットリテラシー インターネットの利便性、危険性並びに基本的なルール及びマナーを理解し、インターネット上の情報を正しく取捨選択し、情報を適正に発信し、並びにインターネット上のトラブルを回避して、インターネットの特性を正しく活用する能力をいう。

（市の責務）

第3条 市は、行為者及び被害者を発生させないための施策、被害者を支援するための施策並びに行為者が再び誹謗中傷等を行うことを抑制するための施策を実施するものとする。

（議会の責務）

第4条 議会及び議員は、この条例の趣旨に則り、不断の研鑽によりインターネットリテラシーの向上に努め、市民の範となって活動し、及び行動するものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

（連携協力）

第6条 市は、第3条の施策を円滑に実施するため、国、三重県、関係市町村、各種団体その他関係機関と連携協力を図らなければならない。

（基本的施策）

第7条 市は、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) 市民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策

- (2) 被害者の心理的負担の軽減等に関する相談支援体制の整備
- (3) 行為者の誹謗中傷等を抑制するための相談支援体制の整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策  
(インターネットリテラシーの向上)

第8条 市は、市民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、研修会、講演会等の開催のほか、教材等の紹介、情報提供等必要な施策を実施するものとする。

- 2 市は、青少年（三重県青少年健全育成条例（昭和46年三重県条例第62号）第3条第1号に規定する青少年をいう。）に対する前項の施策を実施するに当たっては、学校教育と連携して取り組むとともに、就学前からの学びについて保護者の理解を得ながら取り組むよう努めるものとする。

(被害者等の相談支援体制)

第9条 市は、被害者及びその関係者（以下「被害者等」という。）の不安、被害者等に生じた不利益等を自分ごとと認識した上で解消し、及び被害者等が抱える心理的負担の軽減等を図るため、伊賀市人権相談総合窓口を設置し、相談支援体制を整備するものとし、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言
- (2) 専門的知識を有する機関の紹介
- (3) 前2号に掲げるもののほか、被害者等の相談対応として必要な事項

- 2 市は、前項の相談支援体制の整備に当たっては、相談をする者が安心して話しやすく、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

(行為者等の相談支援体制)

第10条 市は、行為者による誹謗中傷等を抑制するため、前条第1項に規定する伊賀市人権相談総合窓口内に行為者及びその関係者（以下「行為者等」という。）の相談支援体制を整備するものとし、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言
- (2) 専門的知識を有する機関の紹介
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行為者等の相談対応として必要な事項

- 2 市は、前項の相談支援体制の整備に当たっては、相談をする者が安心して話しやすく、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

3 市は、行為者等のほか自ら発信したインターネット上の情報に関して不安を抱える者の相談に応じるものとする。

(削除の要請等)

第 11 条 市は、インターネット上において、特定の市民若しくは当該市民により構成される集団又は市内の特定の地域に関する侵害情報があることが明らかであり、当該侵害情報による被害者等からの申出があつたときその他必要があると認めるときは、特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 2 条第 3 号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）に当該侵害情報の削除を要請し、又は国その他関係機関に当該侵害情報の通報を行うことができる。

(市民への啓発)

第 12 条 市は、この条例の趣旨に則り、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の問題に関する市民の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(施策の報告及び公表)

第 13 条 市長は、第 7 条各号に掲げる施策の取り組み状況について、議会に報告するとともに市民に公表するものとする。

(財政上の措置)

第 14 条 市は、第 1 条の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市補助金等適正化条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第21号

伊賀市補助金等適正化条例の一部を改正する条例

伊賀市補助金等適正化条例（平成26年伊賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条中「次年度当初予算」を「予算」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年度の決算を議会に提出する場合における伊賀市補助金等適正化条例第7条の規定による提出及び公表は、この条例による改正前の伊賀市補助金等適正化条例第5条の規定により資料を提出した補助金等について行うものとする。